

## 労働者協同組合活用促進モデル事業に関する Q&A

### 【総論】

Q1 :本事業の概要及び趣旨を教えてください。

A1 労働者協同組合(以下、「労協」といいます。)については、令和4年10月の制度スタート以来、令和6年2月末時点で74法人が設立され、荒廃した山林の整備、廃棄予定だった新鮮な地魚の惣菜化、生活困窮者支援など、地域のニーズに応じ、必要な担い手を確保しつつ、様々な事業が行われています。

<参考>厚労省 HP 労働者協同組合の設立状況

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000995367.pdf>

その中では、働き方や仕事内容を組合員全員で話し合っ決めていくという労協の特色を活かして、多様な働き方が可能となる職場環境を整備し、従来の職場では働くことが困難であった者(ひきこもり経験者等)、女性、中高年齢者等の雇用の場の創出等につながる取組が生まれてきています。

また、地域によっては、労協活用に向けて、様々な取組がなされている例もあり、こうした地域での取組をさらに進めて行く必要があることから、令和8年度末までという期限つきで、モデル事業を創設することとしました。

本事業では、国がモデル地域として選定した都道府県に設置される協議会における労協の活用を通じ、個々の事情に応じた多様な働き方が可能となる環境の整備や、働きづらさを抱える方々や女性、中高年齢者などの多様な雇用機会の創出を行う創意工夫ある地域の取組を支援するものです。

国は、別途、他地域への普及促進を図るための委託事業(以下「伴走支援等事業」といいます。)を実施し、事業を通じて得られた結果をとりまとめ、他の地域への横展開に活用することで、全国に労協に関する自主的な取組を波及させていきたいと考えています。

Q2 本事業の実施期間(契約期間)を教えてください。

A2 本事業の実施期間(契約期間)は、令和6年8月1日以降の契約締結日～令和9年3月31日までの2年8ヶ月間です。

Q3 本事業の実施主体はどこになりますか。

A3 本事業の実施主体は、労協活用促進協議会(以下、「協議会」といいます。)となります。都道府県が協議会の構成員となることは必須ですが、都道府県自らが直接、国に提案し、事業を実施することはできません。

Q4 事業を実施するまでの大まかな流れを教えてください。

A4 協議会及び協議会設立準備会(以下「協議会等」といいます。)は、国の募集に応じて事業構想(案)等を策定し、提案します。

国は協議会等から提案のあった事業構想(案)の中から企画競争方式により、創意工夫のある事業構想を採択し、協議会等に対して採択結果を通知することを想定しています(このとき、条件付き採択となることがあります)。

その後、契約に向けた調整を厚生労働省と進めていくこととなります。

## 【協議会について】

Q1 協議会について教えてください。

A1 協議会は、都道府県を必須構成員として、以下の①～⑥から少なくとも2つ以上を含むことを要件としています。

- ① 対象地域内の1以上の市町村
- ② 対象地域内で活動する労協又は労働者協同組合連合会
- ③ 対象地域内で活動する協同組合(農業協同組合、労働金庫、消費生活協同組合等)
- ④ 対象地域内で活動する経済団体(商工会議所、商工会、中小企業団体、商店街振興組合等)
- ⑤ 対象地域内で活動する労働関係団体(労働組合等)
- ⑥ その他の地域関係者(当事者団体、地方創生に関する有識者、自治会等の地縁団体、地域の業界団体、社会福祉協議会、金融機関等)

Q2 協議会は、いつまでに設立しないといけないという期限はあるのでしょうか。

A2 協議会は受託先の決定までに成立していれば足りません。そのため、応募時点では、正式に成立していない状態(=設立準備会)で差し支えありません。

Q3 事務局の職員は協議会の業務に専任である必要がありますか。都道府県などの他の自治体業務に携わる者が兼務していてもよいのですか。

A3 協議会の業務に専任である必要はなく、他の自治体事業の業務に携わる者が兼務しても差し支えありません。

地方公務員法等のルールの範囲内で、それぞれの地域の実情に応じて、協議会及び事務局の運営を決めることができます。

## 【事業の実施について】

Q1 協議会において実施する取組内容は、具体的にどのようなものでしょうか。

A1 本事業は多様な働き方を実現する環境整備及び多様な雇用機会を実現するための取組を行うものであり、具体的には以下をイメージしております。ただし、その具体的な内容はあくまで例示です。

協議会においては、地域等のニーズを踏まえて、創意工夫を生かした独自性ある事業構想案の提案をお願いいたします。

- ① 労協活用促進のための相談窓口の設置(相談員の設置、設備等)  
労協活用を検討する個人や団体、自治体、企業等からの相談を受ける窓口の設置(電話及びメール)
- ② 多様な雇用機会創出のための講習会・ワークショップ
  - ・労協を活用して地域の担い手確保を検討している個人や自治会や地域づくり団体、任意団体等への講習会
    - ※ 既に設立された労協や行政書士会、司法書士会と連携した講師派遣
  - ・講習会に参加した個人等に対して、より少人数でのワークショップを実施
    - ※ 合計3回を想定(座学だけではなく労協の現場見学も検討)
- ③ 労協とのマッチング支援(面接会の開催、情報発信等)
  - ・中高年齢層の活躍の場を検討している企業や労協での活躍を希望する中高年齢層の労働者とのマッチング
  - ・県庁内や県内の市町村の担当課(生活困窮者支援部局等)と連携した求職者とのマッチング
  - ・委嘱期間終了後に活動地域で更なる取組を希望する地域おこし協力隊とのマッチング
  - ・民間企業等で働く副業・兼業希望者とのマッチング
- ④ 多様な働き方実現のための講習会・ワークショップ
  - ・労協を活用した働きやすさ、働きがいの改善のための雇用管理改善講習会(社労士会と連携して講師を派遣)
  - ・労協を活用した働きづらさを抱えた方々の継続的就労や意見反映を適切に図るための講習会(社会福祉協議会との連携)
- ⑤ その他
  - ・行政機関、関係団体(農協、森林組合等)、地域金融機関等と連携し、他の政策との相乗効果を得た、更なる労協活用策の検討・実施(例:荒廃した山林の整備、空き家の管理)
  - ・労協活用を見据えて、地域で必要な担い手確保をするための実務的な講座の開催

Q2 事業を実施する3年度間には、毎年度異なる取組を実施しなければいけないのでしょうか。また、各年度にはそれぞれ具体的にどのように実施することをイメージしているのでしょうか。

初年度(令和6年度)は、労協の活用促進に向けた種まきの段階と位置付けています。相談窓口の設置、説明会、講習会、ワークショップをイメージしています。

例えば、相談窓口に相談員を配置し、労協活用を検討する個人や自治会等からの相談を受付(電話及びメール)できる体制を整備することが考えられます。

なお、講習会については、例えば、概ね3回をセットとして、講習会1回目は全体的な活用方法の理解を深めるという観点から労働者協同組合法の解説を行い、講習会2回目及び3回目は講習会1回目での参加者の問題意識を踏まえ、よりテーマを絞った内容にすることが考えられます

また、2年目(令和7年度)は、モデル地域の協議会にとって熟成の段階と位置付けています。相談窓口の設置、講習会、ワークショップ、マッチング支援をイメージしています。

なお、相談窓口と講習会は基本的に、前年度と同様を想定しています。

その際、ワークショップでは、相談者のニーズに応じて伴走支援を行うことになるため、それぞれ複数回(例えば3回程度)の開催が想定されます。

マッチング支援については、令和6年度から実施する市町村や企業、既存の労協への説明を通じて各方面から理解を得た後に実施するのが実施時期として適当と思われることから、事業2年度目となる令和7年度に新たに実施することが考えられます。

具体的には、設立済み労協と以下をマッチングさせることにより、労協への参画のきっかけが生まれるのではないかとイメージしています。

- 中高年齢層の活躍の場を検討している企業や労協での活躍を希望する中高年齢層の労働者とのマッチング
- 県庁内や県内の市町村の担当課(生活困窮者支援部局等)と連携した求職者とのマッチング

さらに、最終年度(令和8年度)は、モデル地域の協議会にとって刈り取りの段階です。相談窓口の設置、説明会、ワークショップ、マッチング支援の推進をイメージしています。相談窓口、説明会、ワークショップは基本的に、前年度と同様の内容を想定しています。

また、最終年度である令和8年度にはマッチングイベントに注力することが考えられます。

具体的には、令和7年度に引き続き、第2回目として、中高年齢層の活躍の場を検討している企業や労協での活躍を希望する中高年齢層の労働者と労協とのマッチングイベントを開催するなどが考えられます。

このほか、新たなイベントとして、以下を実施することも想定されます。

- 民間企業等で働く副業・兼業希望者と労協のマッチング
- 地域おこし協力隊と労協のマッチング

以上はあくまでイメージであり、協議会においては、地域等のニーズを踏まえて、創意工夫を生かした独自性ある事業構想案の提案をお願いいたします。

また、必ずしも、毎年異なる取組を行う必要はありません。

Q3 講習会とワークショップの違いは何ですか。

A3 講習会は比較的多数の参加者に向けて概要的な内容を説明すること、ワークショップは少人数で個別支援を行うことを想定しています。

講習会の対象者は、労協を活用して地域の担い手確保を検討している個人や自治会、設立済みの労協等です。専門家による講義や質疑応答を行うことを想定され、具体的には以下のテーマが想定されます。

- ・労働者協同組合法の概説
- ・労協での働き方の説明(意見反映方法)
- ・既に設立された労協では働く組合員からの説明
- ・労協での高齢者の活躍事例の説明
- ・自治会を母体とする労協取組事例の説明

また、設立済み労協で働く人の雇用管理改善につながるような内容を実施し、設立済み労協の運営支援をすることを想定しています。具体的には以下が想定されます。

- ・働きやすさ、働きがいの改善のための雇用管理改善講習会(社労士会と連携)
- ・労協を活用して働きづらさを抱えた方々の継続的就労や意見反映を適切に図るための講習会(社会福祉協議会と連携)

一方、ワークショップは、講習会に参加した個人等であって、ニーズが明確な者を対象者とし、講習会よりも少人数で実施する。参加者の個別のニーズにこたえる、実践的なものとするのが考えられます。

その際、労協での就業イメージをつかめるように、設立済み労協の見学会をするといったニーズにも対応することが考えられます。

Q4 協議会の運営に当たり、事業の一部または全部を再委託することは可能ですか。

A4 本事業の委託先は協議会になりますが、協議会が実施する事業の一部を民間団体等へ再委託することは可能です。

ただし、以下の点に留意が必要です。

- ①モデル事業の実施主体は受託者である協議会のため、委託契約の全部を一括して第三者に再委託することはできないこと
- ②総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託できないこと
- ③再委託に当たっては、国による事前の承認が必要であること(契約金額が50万円未満の場合には省略可能)
- ④再委託可能な範囲は、原則として委託契約金額の総額の2分の1未満であること

現状でも、都道府県が行う普及啓発等の取組の中では、相談窓口を地域の行政書士会に外部委託したり、設立支援等の実施事務を設立済み労協に委託したりしているケースなどがあると承知しています。

Q5 本事業の受託者は協議会であるものの、当該協議会の構成員が支援メニューを実施する場合、再委託の手続きは必要でしょうか。

A5 再委託の手続きが必要です。再委託可能な範囲は、原則として委託契約金額の総額の2分の1未満です。

また、本事業の実施者はあくまで協議会であることから、仮に事業実施の一部を再委託する場合であっても、協議会は再受託先の事業の実施状況・経理状況等を随時把握し、適切に管理する必要があります。

Q6 都道府県が実施している既存事業を本事業に振り替えて実施することは可能でしょうか。

A6 都道府県等が実施している既存事業を、そのまま本事業へ振り替えて実施することは認められません。

ただし、都道府県等が実施している既存事業をベースに、その内容を見直すこと等により、新たな事業内容と認められる場合には、本事業において実施することは可能です。

Q7 都道府県が実施している既存事業を本事業に振り替えて実施することは認められないということですが、どの程度の新規性が必要でしょうか。また、既存事業の実施体制を拡充して実施することは認められるのでしょうか。

A7 都道府県等が実施している既存事業がある場合には、協議会において、当該事業のこれまでの成果を踏まえた事業内容の再検討をし、メニューの追加や実施体制の拡充など、本モデル事業の趣旨に沿う効果的な事業内容をご提案ください。

最終的には、国において設置される検討・評価委員会において、提案された内容などを確認して、地域選定を行います。

Q8 事業の再委託にあたって、受託者の住所要件はあるのでしょうか(県外の団体等への再委託は可能でしょうか)。

A8 再委託先の住所に関する要件はありません。モデル地域となる都道府県外の団体への再委託も可能です。

## 【事業の経費に関する事項】

Q1 事業に必要な経費は、協議会に対し、どのようなタイミングで支払われますか。

A1 毎年度の事業終了後の精算払が原則です。

ただし、所定の手続を踏んだ上で財務大臣の承認が得られれば、概算払も可能です。事業開始年度の概算払までには、契約日から起算し、数ヶ月の期間を要することがありますので、その間の資金は協議会等に立て替えていただく必要があります。

Q2 協議会が本事業の受託者となった場合、国から支給される委託費の管理のために新たに専用口座を設ける必要がありますか。

A2 おっしゃる通りです。協議会が本事業の受託者となった場合、国から支給される委託費の管理のために新たに専用口座を設ける必要があります。当該協議会の構成員(例えば、都道府県)の口座で、国から支給される委託費の管理を行うことは認められません。

Q3 協議会の運営を担う事務局員の人件費は、対象経費に含まれるのでしょうか。

A3 賃金、通勤手当、超過勤務手当等は対象経費に含まれますが、住居手当、退職手当引当金等は対象となりません。

Q4 協議会の運営を担う事務局員の社会保険料(雇用保険料、労災保険料等)に係る事業主負担分も、本事業の対象経費に含まれるのでしょうか。

A4 含まれます。

Q5 他の団体の職員が、本事業の事務局の職員として兼務することは可能でしょうか。また、兼務が可能である場合、当該人件費は本事業の対象経費に含まれるのでしょうか。

A5 可能です。また、当該人件費については、本事業の従事時間・日数に応じて、本事業の対象経費に含まれますが、本事業の事務を行ったことを証明する日報(時間を記載したもの)等が必要です。

Q6 令和6年8月に委託契約締結する場合、対象の事業を開始するのは契約締結以降になりますが、令和6年度当初予算で4月から事業を実施する場合は、遡って対象経費となるのでしょうか。

A6 対象経費となるのは、契約締結後に生じた経費のみです。

Q7 (総論)自治体等の事業との経費について、一体的に実施する場合の経費はどうなりますか。

A7 モデル事業の経費については、労協を通じた、多様な働き方を実現する環境整備及び多様な雇用機会実現のための取組に資する事業に関して、費用として計上することを基本とします。

しかし、モデル事業と自治体事業等を一体的に実施することにより、それぞれの事業の範



困が必ずしも明確に区分できない場合が想定されます。

モデル事業の成果目標を踏まえ、業務内容については、事業間で厳密に区分することまでは求めませんが、経費の計上においては、最低限、合理的な方法により事業間で経費を按分し、同一の費用を複数の事業で重複して計上することがないようにしていただく必要があります。

経費の按分が必要と考えられる場合と合理的と考えられる按分方法は、下記の Q8及び Q9の例示を参考としてください。合理的な按分方法は、下記以外でも各協議会において柔軟に定めることができますが、実際に用いた按分方法を委託費の精算時に明記してください。

なお、支援メニューの内容にかかわらず、モデル事業の支援メニューを実施する中で付随的に行う業務については、モデル事業の目的の一環として実施されていると整理し、事業間での費用按分は行わず、モデル事業の費用として計上することが可能です。

**Q8 (各論)自治体等の事業について、モデル事業の支援者等が自治体事業等の業務を兼務している場合の経費はどうなりますか。**

A8 支援者等の主な業務内容が日・時間単位でそれぞれの事業に分けられる場合には、その日数・時間数に応じて、当該支援者等の人件費を按分します。

支援者等の業務内容が、それぞれの事業の主な目的に応じて分類できる場合(雇用・就業等の支援の対象となった事例とそれ以外の事例の数が把握できる場合など)には、それぞれの目的に応じて人件費を按分します。

上記によりがたい場合には、それぞれの事業の予算額によって人件費を按分します。

なお、合理的な按分方法は、上記以外でも各協議会において柔軟に定めることができますが、実際に用いた按分方法を委託費の精算時に明記してください。

**Q9 (各論)自治体等の事業との経費について、モデル事業と自治体事業等が合同のセミナー・講習を開催する場合はどうなりますか**

A9 参加者についてそれぞれの事業間で区分できる場合には、それぞれの事業の下で参加する人数を用いて、セミナー・講習全体の費用を按分します。

それぞれの事業の主な目的に応じて分類できる経費がある場合(それぞれの業務からセミナー・講習の業務に従事する人員の数で分けられる場合、雇用・就業等の支援と複数の講師の主な招へい理由によって分けられる場合など)には、目的に応じ分類した費用を用いて、セミナー・講習全体の費用を按分します。

上記によりがたい場合には、それぞれの事業の予算額によって、セミナー・講習全体の費用を按分します。

なお、合理的な按分方法は、上記以外でも各協議会において柔軟に定めることができますが、実際に用いた按分方法を委託費の精算時に明記してください。

Q10 労協を設立しようとする県民に対して経費を補助することは、本事業の委託費で措置する経費として認められますか。

A10 本事業においては、労協に対する設立経費補助は行うことはできません。

ただし、多様な雇用機会実現の観点から、設立手続きに関する講習会の開催など、設立に向けた環境整備のための事業を行うことは可能です。

【その他に関する事項】

Q1 提案した事業構想の選抜基準はどのようなものでしょうか。

A1 提案された事業構想については、令和6年度に設置する、労協の識見を有する外部委員等による労協活用促進モデル事業企画書等検討・評価委員会(以下「検討・評価委員会」といいます。)において、公正・公平な審査を行い選抜することとしています。

Q2 採択された事業構想は、公表されますか。また、公表される場合、どのような方法で公表されますか。

A2 事業構想が採択された場合には、事業構想の概要を厚生労働省のウェブページで公表することを想定しています。

本事業はモデル事業であり、受託した協議会が事業を実施して終わりではありません。厚生労働省で別途委託して実施する伴走支援等事業において、各協議会における取組の他地域への横展開を目的とした発表会の開催等を予定していますので、各協議会においても、伴走支援等事業の受託事業者からの依頼等に対応しながら事業に取り組んでいただくことを想定しています。